

平成19年9月14日

「保険法の見直しに関する中間試案」に関する意見

この度、法制審議会保険法部会ではこれまでの審議の結果を中間試案として取りまとめられました。国民の多くが利用をしている保険契約について、保険者・保険契約者等の規定を現代社会に合った適切な内容にするとともに、平仮名口語体の表記に改めるという基本的な考えについては賛成いたします。

しかし、保険契約者である消費者としては、保険契約はその内容が複雑で難しく、理解するのが困難です。消費者が適切な保険料で適切な保険に入れ、支払い事由が発生したときは確実に保険金が支払われる、消費者の保護の観点から、以下、若干の意見を申し述べます。

記

1. 告知義務

告知義務を自発的申告義務から質疑応答義務へ改めていることには賛成です。現行法では告知義務は保険契約者が自発的に申告することになっています。しかし、保険契約者にとっては何が申告すべき重要事項なのかわからず、告知義務違反の重大性もはっきりとした認識を持っているとは言いきれません。ただし、質問項目については危険に関する重要事項の判断基準が明確にされ、限定される必要があると考えます。そして、保険契約者がこれに回答をしていれば、保険者が保険契約者の不実告知を立証しない限り告知義務違反による契約解除ができないようにすべきです。

事例

○数年前に職場の健康診断で「高脂血症・要指導」と記載されたが、仕事にかまけて受診しないままにしていた。昨年、糖尿病で入院。退院後加入していた入院特約付生命保険に給付金の支払いを請求したところ、「健康診断の結果の報告がない」告知義務違反と判断された。職場に来る保険会社の担当者には健康診断の結果も話してあった。高脂血症と糖尿病では病気の種類も違うではないか。保険会社の対応に納得できない。(50代 男性)

2. 告知妨害

「保険者の使用人等のうち告知を受領する権限を有しないものが、保険契約者または被保険者において事実の告知をすることを妨げたなど一定の場合には、保険者は、保険契約の

解除をすることができないものとする。」に賛成いたします。

保険契約者は保険の募集人が告知を受領する権限をもっているかどうかかわからず、しかも、その募集人に言われるままに告知をし、「その位なら大丈夫」などと不告知の示唆があれば、それに従う現状があります。従って、この告知妨害に関する規定は絶対に入れるべきです。

事例

○精神科に入院した。入院特約付生命保険に1年10ヶ月前に加入していたので、手続きをしたが支払えないという。契約前に神経科に通っていたが、営業員に「通院は告知の必要がない」といわれたので、告知書に記載しなかった。保険会社の医師が、通院と今回の病気とは因果関係があると判断したとのこと。一方的に契約解除の書面が届き納得できない。(38歳 女性)

3. 告知義務違反の効果

これにはA案とB案が提示されていますが、このままの案では、どちらも賛成しかねます。A案B案とも「保険契約者又は被保険者が告知しなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、保険者は、責任を免れる・・・」とありますが、保険契約者が告知しなかった事実と当該保険事故との間の因果関係を証明することは困難です。この因果関係の証明は専門的な情報・知識・経験を有している保険者に負わせるべきと考えます。

そのうえで、B案に賛成いたします。

4. 保険証券

中間試案では「保険者は保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対し、保険証券を交付しなければならない」とし、保険証券の記載事項をあげています。しかし、その注では「任意規定とする方向で、なお検討・・・(保険証券の記載事項を電磁的方法によって提供する旨の約定等も許容される)」とありますが、この注の部分には反対します。これからのインターネットのさらなる普及を考えると、このような提案がされることは理解できますが、保険契約者には、高齢者もおり、契約者が契約内容をきちんと確認するためにも紙面による保険証券の交付が必要と考えます。なお、保険契約者の突然の死亡などで、契約者以外の人間がかかわる場合も出てきますが、そのような場合、書面での保険証券がないと事実関係が把握できないという事態も起こりえます。

5. 保険契約の募集や契約締結の際の情報提供に関する規律

(損害保険契約の成立関係後注)では「保険契約の募集や締結の際の規律(例えば、保険契約者側に対する情報提供に関する規律、これをしなかった場合の効果に関する規律等)を契約法上設けることについてはなお検討する」とありますが、保険契約の募集や契約締結の際に、保険契約の重要事項について、保険者は、適切な説明・正確な情報提供をすべ

きです。保険契約では、契約後何年もたってから保険金の請求をしてみて、最初の説明と違うなどのトラブルが発生するというケースが多いのです。それは、仕組みが難しく、契約締結時に適切な説明が行われなかったことによると、考えられます。保険契約者の告知義務ばかり強調されますが、保険者側の情報提供や重要事項説明を保険法でも義務化すべきです。そして、説明が適切に行われなかったため、説明どおりの保険金が受け取れなかった場合には、保険者は説明どおりの保険金を支払うよう損害賠償をするべきです。

事例

○数ヶ月前に、病院で癌の放射線治療を受けた。病院の説明によると、放射線治療は平成15年7月から施行可能となり、公的な医療保険の対象になっている治療法であり、摘出手術と同程度の効果があり、リスク・合併症の少ない治療法であるとのことだった。退院後、約25年前に加入した生命保険に付いていた医療特約の手術給付金の支払いを保険会社に請求した。保険会社から「契約当時の約款の内容では、放射線治療は手術給付金の対象ではない」と支払いを拒否された。この保険に加入するとき、保険会社から「加入時点の約款の内容では、新しい手術や治療法が支払い対象にならないことがある」という説明はなかった。(50代 男性)

○昭和60年に生存給付金付定期保険に加入した。勧誘時の説明では、掛け金払い込み終了後の65歳以降5年ごとに生存給付金が支給されるとその具体的な金額まで説明パンフレットに書いてあった。しかし、65歳の支給の際に当時説明されたより大幅に少ない金額しか支給されず、今回2度目の給付金がさらに少なくなるのではと心配している。(69歳 女性)

○膀胱癌で9日間入院し切除手術をした。給付金の請求をしたら、入院5日目から給付と約款に書いてあるという。契約時にそんな説明は聞いていない。(82歳 男性)

○会社OBの会で団体加入した生命保険。心臓疾患があるのでその旨告知書には嘘偽りなく記入。担当者から加入できましたよと連絡されただけで、特に何の説明もされず保険契約承諾書が届いた。書類をよく見ることもなく過ごし、今回糖尿と心疾患とで入院。給付金の請求をして初めて心疾患不担保の条件付の加入であることを知った。結局糖尿で入院費が出たが、以後の契約を拒否されてしまった、この契約が出来たことで他の既契約を解除したので損失が大きい。(40代 男性)

6. 超過保険

「保険金額が保険価格を超えている場合において・・・保険契約者は保険者に対し、将来に向かって保険金額及び保険料の減額を請求」「保険契約者は保険者に対し、その超えていた金額に相当する保険料の返還を請求」できるとあります。

保険契約の際に、保険会社から適切な情報提供や重要事項の説明があれば、掛けすぎということはず、起こらないはずです。保険料の掛けすぎの部分は保険金の支払われない部分なので、このままでは保険会社の取り得となります。このような場合、保険契約者は掛

けすぎた保険料の返還請求ができるようにすべきです。この規定案に賛成ですが、超過保険と気付かずにいる保険契約者に対し、毎年契約確認のお知らせに注意喚起をするなど、どのような対応が可能かの検討をお願いします。

事例

○8年前に軽量鉄骨を使った工法で木造の注文住宅を建てて住宅総合保険に入った。その翌年、隣接する土地に賃貸用の木造アパートを2×4工法で建てたとき、自宅と同じ損害保険会社に相談し、勧められた火災保険に入って毎年更新して来た。最近になって、建物の工法によって木造住宅でも火災保険の掛金が安くなると新聞で知り、保険会社に連絡したら「5年前に遡って掛金20万円余を返金する」という。自宅とアパートを建てたときからの掛金と利息を返すべきではないか。(60代 男性)

○旅行社のパックツアーに申し込んだ時に一緒に勧められて旅行傷害保険に入った。旅行先で、ブランド品などのお土産の入ったトランクを盗まれたので保険金を請求したら、「クレジットカードで購入したブランドの時計はカード会社の保険が使えるので、保険金を払わない」と言われた。その時に元々クレジットカードに付いている保険で盗難の被害はすべて補償される事がわかり、ツアー申込時に入る必要のなかった旅行傷害保険の保険料を返金してほしい。(30代 女性)

7. 責任開始前発病不担保条項

(障害・疾病保険契約の成立関係後注)の2では「いわゆる契約成立前発病不担保条項(契約成立後に生じた疾病についてのみ保険金を支払う旨又は契約成立前に疾病が生じていたときは保険者を免責とする旨の条項をいう)に関する契約法上の規律を設けることについては、・・・なお検討する。」とあります。

保険契約者が、保険加入時に病気の事実を知らなかった場合、保険契約者は、当然保険金が支払われると期待していますし、保険契約者が発病を知っていて、その旨を告知して契約した場合は、この条件で契約を受け入れてくれたものと、やはり保険金を期待します。このような条項は無効にすべきと考えます。

事例

○契約半年で死亡した亡妻の生命保険。死亡保険金を請求したら、「3年前に高血圧と不整脈の受療歴あり。告知義務違反のため、契約解除」と内容証明郵便が届いた。治療を受けた病院名を尋ねたが、個人情報のため回答不可と断られた。妻には既往症はなかったし、病気である自覚はなかったのではないかと思う。納得できない。(50代 男性)

以上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015

E mail nacs-muse@y3.dion.ne.jp

世話人 花井・小林